

社会福祉法人 訪問の家

横浜市多機能型拠点 郷

日中一時支援事業

重要事項説明書

運営規程

利用契約書

個人情報の取扱いに関する説明書

横浜市多機能型拠点 郷 日中一時支援事業 重要事項説明書

この重要事項説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条および第77条の規定に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者の概要

経営事業者の名称	社会福祉法人 訪問の家
法人所在地	神奈川県横浜市栄区桂台中4番7号
電話番号	045-894-4640
代表者氏名	名里 晴美
設立年月	昭和61年4月1日

2. 利用施設

施設の種類	日中一時支援事業登録事業所(平成24年10月1日)
施設の目的	医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等とその家族の地域生活を支援する拠点として、家族の介護負担の軽減等のサービスを提供します。また、地域の各関係機関と連携を図り、将来にわたる「あんしん」につながる支援体制を構築することを目指します。
施設の名称	横浜市多機能型拠点 郷
施設の所在地	横浜市栄区桂台中 2 番 1 号
電話番号	045-443-7666
施設長	諫山 徹太郎
管理者	永田 映子
施設の運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った、適正かつきめ細やかなサポート体制を築きます。 また、利用者・家族があんしんして利用できるよう、丁寧な関わりと環境整備に努めます。
開設年月	平成24年10月1日
定員	4名
利用対象者	利用対象者は、医療的ケアが必要である次の各号に該当するものとします。 (1) 重症心身障害児・者 (2) 遷延性意識障害の状態にあるもの (3) 難病等の状態にあるもの (4) その他拠点の利用が適当と思われるもの

3. 施設設備の概要

(1) 設備の概要

居室・使用場所	室数	備考
日中一時支援室	1 室	リフト、流し台付き
多目的トイレ	1室	リフト、オストメイト、ナースコール付
オムツ交換室	2室	リフト、手洗い付
合 計	4室	

(2) 施設・設備ご利用上の注意事項

当施設の設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

- ①他の人の迷惑になるような使い方はご遠慮ください。

4. 職員の配置状況

職種	常勤	非常勤
管理者	1	
サービス提供責任者(看護師)	1	
看護師	1	3
支援スタッフ		1
事務員		1

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
看護師	・日勤(8:30～17:30)、夕勤(9:30～18:30)のシフト制。
支援スタッフ	・利用者の状況に応じて勤務体制を組んでいきます。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金〈契約書第7条〉

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に基づく地域生活支援事業の対象となるサービス

以下のサービスについては、障害者総合支援法、横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則及び横浜市障害者日中一時支援事業実施要綱に基づく地域生活支援サービス費が支給されます。

〈地域生活支援サービス費の対象となるサービスの概要〉

ア 日中活動支援

日中一時支援の利用中において、レクリエーション等を行います。

イ 社会的活動の支援

地域において自立した社会生活を送るための生活習慣の確立を目指した支援を行います。

ウ 日常生活の支援

(ア)排泄

(イ)着脱衣

(ウ)整容

(エ)食事の提供、食事の介助

利用者の身体状況、希望、嗜好を考慮した食事の提供を行います。

エ 医療及び健康管理

(ア)健康管理

看護師の指示のもと健康管理を行います。

(イ)服薬の支援

看護師が管理し、支援職員が服薬介助をします。

(2) 地域生活支援サービス費の対象外のサービス

下記のサービスに係る費用については地域生活支援サービス費の対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、所定の料金をお支払いいただきます。

なお、所定料金は経済状況の著しい変化その他やむをえない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

ア 食事の提供に係る食材料料費

昼食 12:00～13:00 600円

イ 送迎にかかる費用

1キロあたり35円×かかった距離数

利用にあたって送迎を行った場合、要した距離をご確認いただいた上、上記の計算にてお支払いいただきます。

ウ 障害者総合支援法に基づく介護給付費等から支給されない日常生活上の諸費用

・その他

タオル類	1回／100円	日中利用時に希望された場合。
紙おむつ	1回／150円	日中利用時に希望された場合。

(3) 利用料金・費用のお支払い方法

前記(1)(2)に係る費用は日中一時支援サービス終了後に請求しますので、お支払いください。

6. 記録・個人情報の管理及び開示について(契約書第11条)

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や個人情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

7. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

○苦情受付窓口(担当者)

氏 名 五十嵐 京子 [職名] 支援課長

氏 名 菅原 涼 [職名] 支援主任

○苦情解決責任者

氏 名 諫山 徹太郎 [職名] 施設長

(2) 第三者委員

氏 名 大森 真由美(横浜栄・防災ボランティアネットワーク副代表)

氏 名 麦倉 泰子 (関東学院大学 社会学部現代社会学科教授)

氏 名 清水 紀人 (公益財団法人かながわ国際交流財団 学術文化交流グループリーダー)

※苦情受付ボックスを施設内に設置しています。

※宛先を選択すると、施設内で開封することなく第3者委員へ直接届けることができます。

(3) 公的機関

○各区福祉保健センター(受給者証に記載)

月～金(祝・年末年始を除く)8:45～17:00

○横浜市健康福祉局 障害施設サービス課 地域施設支援係

住 所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話番号 045-671-2416

月～金(祝・年末年始を除く)8:45～17:15

○横浜市福祉調整委員会

住 所 横浜市中区本町6丁目50番地の10 健康福祉局総務部相談調整課

電話番号 045-671-4045

月～金(祝・年末年始を除く)8:45～17:15(12:00～13:00を除く)

○かながわ福祉サービス運営適正化委員会

住 所 横浜市神奈川区反町3丁目17-2

電話番号 045-311-8861

月～金(祝・年末年始を除く)9:00～17:00

8. 協力医療機関について

郷診療所(内科・小児科)

横浜市栄区桂台中 2-1 Tel045-443-7554

(協議事項)

9. 本重要事項に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意を持って協議するものとします。

上記の重要事項説明を受けたことを証するため、本書 2 通を作成し、利用者又は法定代理人又は利用者および身元引受人と事業者が記名押印の上、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

被成年後見人 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

成年後見人 住 所 _____

該当するものに○

(後見人 保佐 補助) 氏 名 _____ 印 _____

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

重要事項説明者

社会福祉法人 訪問の家
横浜市多機能型拠点 郷
施設長 諫山 徹太郎



横浜市多機能型拠点 郷 日中一時支援事業所の運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人訪問の家が開設する横浜市多機能型拠点 郷 事業所(以下「事業所」という。)が行う日中一時支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者又は障害児(以下「利用者」という。)に対し、適正な日中一時支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、宿泊を伴わない短期間の施設利用が必要な利用者につき、短期間の入所を提供し、必要な保護及び援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、横浜市、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、前三項の他、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 横浜市多機能型拠点 郷
- 2 所在地 横浜市栄区桂台中2番1号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1		事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
サービス提供責任者(看護師)	1		利用状況を常に把握する。
看護師		3	利用者の健康管理等看護業務を行う。
支援スタッフ		1	利用者に対する日常生活上の支援、相談、介護を行う。
運転士		1	利用者に対して移送支援を行う。
事務員		1	事業に係る事務を行う。

(日中一時支援事業の類型)

第5条 事業所は、「医療型事業所」として日中一時支援を行う。

(主たる対象者)

第6条 事業所は、主たる対象者を医療的ケアが必要である障害児、障害者、重症心身障害児・者とする。

(日中一時支援の定員)

第7条 事業所の日中一時支援の定員は 4人とする。

2 事業所は、前項に規定する利用定員及び居室の定員を超えることになる利用者数以上に対して同時に日中一時支援を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(サービスの提供)

第8条 事業所は、日中一時支援の提供にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2 事業所は、適切な方法により利用者を入浴させ又は清拭を行うものとする。

3 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならないものとする。

4 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとともに、適切な時間に行うものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 事業所は、日中一時支援を提供した際は、横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則(以下「規則」という。)に基づき支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下、「支給決定障害者等」という。)から、横浜市が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、規則に基づき、支給決定を受けた支給決定障害者等から横浜市障害者日中一時支援事業実施要綱で定める地域生活支援サービス費の受領についての委任を受け、横浜市から利用料(利用者負担額を除いた額)の支払を受けるものとする。

3 事業所は、法定代理受領を行わない日中一時支援を提供した際は、第一項に掲げる利用者負担額のほか、利用者からこれに係るサービス費用の額の支払を受けるものとする。

4 事業所は、前三項の支払を受ける額のほか、日中一時支援において提供される便宜に供する費用のうち、食費、居室を利用する場合の光熱水費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものの支払を利用者から受けることができる。この場合の利用料金については重要事項説明書に定める。

5 事業所は、前四項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

6 事業所は、第四項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給

決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(通常の送迎の実施地域)

第 10 条 通常の送迎事業の実施地域は次のとおりとする。

横浜市内(栄区 戸塚区 港南区)

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 11 条 サービスを利用するにあたって、利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時における対応)

第 12 条 事業所の従業者は、指定短期入所の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 13 条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害が起きた場合に備えて、消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。

2 事業所は、前項の計画に基づいて、定期的に避難・救出訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第 14 条 事業所は、提供した指定短期入所に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するとともに、苦情解決の体制を整備するものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供した指定短期入所に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、提供した指定短期入所に関し、法の定めるところにより、都道府県知事が行う報告若しくは指定短期入所の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する担当者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

(感染症対策に関する事項)

第 16 条 事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

(業務継続計画の策定に関する事項)

第 17 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 18 条 事業所は、従業者の資質向上のため研修(前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 継続研修 年2回
- 2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存する。
- 5 事業所は、利用者に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該指定短期入所を提供した日から5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人訪問の家と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(身体拘束等の禁止)

第 19 条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

附則

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

第14条2を改訂 平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

第4条を改訂 平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

第7条を改訂 平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

第 4 条を改定 平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

第 6 条を改定 平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

第4条を改訂 令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条を改定 令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

第 4 条を改定 令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

第 14 条を改定 令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

第 15 条を改定 令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

第 16 条を改定 令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

第 17 条を改定 令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

第 15 条を改定 令和4年4月 1 日から施行する。

第 16 条を改定 令和4年4月 1 日から施行する。

第 17 条を改定 令和4年4月 1 日から施行する。

第 19 条を改定 令和 5 年4月 1 日から施行する。

横浜市多機能型拠点 郷 日中一時支援事業 利用契約書

_____（以下「利用者」という。）と社会福祉法人 訪問の家 横浜市多機能型拠点 郷（以下「事業者」という。）の提供する日中一時支援サービスを受け、それに対する利用料金を事業者に支払うことについて、次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第 1 章 総 則

（契約の目的）

第1条 この契約は、利用者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭において、施設が利用者に対し宿泊を伴わない短時間の施設利用を提供して、日常生活上の援助、日中活動支援等を行うことを目的とする、日中一時支援事業のサービスについて定めます。

（日中一時支援サービスの内容）

第2条 事業者は、別紙「重要事項説明書」に定める内容の日中一時支援サービスを提供します。

- 2 日中一時支援サービスの提供は、支援スタッフ、看護職員等の従業者が当たります。
- 3 事業者は、日中一時支援サービスの提供に当たっては、利用者の障害支援区分に応じて、サービスを提供します。
- 4 事業者は日常生活上の援助や日中活動支援に当たっては、利用者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。
- 5 事業者は、日中一時支援サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和 年 月 日から障害福祉サービス受給者証の支給期間の満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が障害程度区分の変更を受け、支給有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

- 2 この契約期間満了日の1ヶ月前までに、利用者から契約終了の意思表示がない場合は、利用契約更新書にて、新たな障害福祉サービス受給者証の支給期間の満了日まで契約を更新します。それ以降の期間満了の際の更新についても同様とします。

第 2 章 事業者の義務

（相談及び援助）

第4条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援

助を行います。

(健康管理)

第5条 事業者は、常に利用者の健康に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じます。

(守秘義務)

第6条 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知りえた利用者又はその家族の個人情報を保持する義務を負います。

2 事業者は、従事者が退職後、正当な事由がなく在職中知りえた利用者又はその家族に関する個人情報を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

第 3 章 利用料金

(利用料金)

第7条 利用者は、サービスの対価として、横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則及び横浜市障害者日中一時支援事業実施要綱に定める負担額ならびに生活にかかわる費用のうち実費負担として、食費及び光熱水費の合計金額を事業者に支払うものとします。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に基づく地域生活支援サービス費については事業者が利用者に代わり横浜市より代理受領します。

2 事業者は、利用者が希望する特別なサービスに要する費用の支払いを利用者に請求できます。

3 事業者は、日中一時支援サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

(利用料金の支払い方法等)

第8条 利用者は、日中一時支援サービスの提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金を月ごとに支払います。

2 事業者は当月の利用料金合計額の請求書を、翌々月に利用者に通知します。

3 利用者は当月の利用料金の合計金額を、翌々月 27 日に引き落としをします。

4 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者に領収書を発行します。

第 4 章 契約の終了

(契約の終了)

第9条 利用者は30日以上予告期間において文書で事業者に通知することによりこの契約を解約することが出来ます。ただし、次の事由に該当する場合には、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することが出来ます。

(1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。

(2) 事業者が守秘義務に違反したとき。

(3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。

2 事業者は、やむをえない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし次の事由が該当する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することが出来ます。

- (1) 利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに契約期間以内に退院できる見込みがない場合。
- (2) 利用者がこの契約を継続しがたいほどの不信行為を行ったと認めるとき。
- (3) 天災、災害その他やむをえない理由により施設を利用させることが出来ない場合。
- (4) 利用者が死亡した場合。

第 5 章 損害賠償

(損害賠償)

第10条 事業者は、日中一時支援サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族及び横浜市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業者は日中一時支援サービスを提供する上で、この契約の条項に違反し、又は事業者の席に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

(情報の保存)

第11条 事業者は、利用者に対する日中一時支援サービスの提供に関する書類等を整備し、この契約終了後 5 年間保存します。

第 6 章 その他

(苦情解決)

第12条 利用者又はその家族は、事業者が提供した日中一時支援サービスに関する苦情がある場合にはいつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口に苦情を申し立てることが出来ます。事業者は苦情が申し立てられた時は、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じます。

2 事業者は、利用者又はその家族が苦情申し立てした場合に、これを理由として利用者に対し、一切の不利益を与えません。

(法定代理人)

第13条 事業者は、利用者に対し、法定代理人を求めることがあります。ただし、社会通念上、利用者に法定代理人を立てることが出来ない相当の理由が認められる場合は、身元引受人を求めることとします。

2 法定代理人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の責務につき、利用者と連帯して履行の責任を負います。

3 法定代理人は、次の各号の責任を負います。

- (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行

するよう事業者に協力すること。

- (2) 契約解除又は契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先確保に努めること。
- (3) 利用者が死亡した場合の遺体の引き取り、慰留金品の処理その他必要な措置。

(協議事項)

第14条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意を持って協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者又は法定代理人又は利用者および身元引受人と事業者が記名押印の上、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

被成年後見人 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

成年後見人 住 所 _____

該当するものに○

(後見人 保佐 補助)氏 名 _____ 印 _____

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

事 業 者 所在地 横浜市栄区桂台中 2 番 1 号

名 称 社会福祉法人 訪問の家
横浜市多機能型拠点 郷

代表者 理事長 名里 晴美 印



個人情報の取扱いに関する説明書

社会福祉法人訪問の家が運営する横浜市多機能型拠点郷（以下「事業者」という。）は、利用者へサービス提供を行うにあたって、個人情報を以下のとおり取り扱います。

1 法令等の遵守について

事業者は、個人情報の保護に関する法律および関係規定を遵守します。

2 個人情報の内容

事業者は、次の個人情報を使用目的の達成に必要な範囲で取り扱います。

（氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、主治医、診断名、緊急連絡先、職業、健康状態、病歴、家庭状況等の事業者がサービスを提供するために最小限必要な利用者や家族に関する情報）

3 個人情報の取得

事業者は、使用目的の達成に必要な範囲内で、適正な手段によって個人情報を取得します。

4 利用目的について

- (1) 日中一時支援のサービス提供を行うため
- (2) サービス提供にあたって利用者又はその代理人等に確認連絡を行うため
- (3) 利用者のケースカンファレンス等での連絡調整のため
- (4) 事業者から行政機関への申請や請求にかかる事務、事故等の報告のため
- (5) 福祉サービスや業務の維持・改善のための基礎資料及び広報作成のため

5 個人情報を使用する期間

利用者契約期間及び当該契約終了後の書類保存期間に相当する期間使用します。

6 第三者への提供について

事業者は、法で定める例外的な場合の他に、日中一時支援のサービスを円滑に提供するため、行政機関、医療機関、他のサービス事業者に個人情報を提供することがあります。

7 適正管理について

事業者は、個人情報を正確かつ最新の内容に保つとともに、安全管理のための措置を講じており、漏えい、紛失、き損等の防止に取り組んでいます。

8 個人情報の開示等について

事業者は、利用者から次の請求があった場合、法令等の規定及び事業者が定める規定に則り、適切に対応します。

- (1) 事業者の保有する個人情報の開示請求
- (2) 事業者の保有する個人情報の内容が事実でない場合の内容の訂正、追加、削除の請求
- (3) 事業者が、保有する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱った場合又は適正な取得手段によらず取得した場合の利用停止の請求

9 苦情・相談への対応について

個人情報の取扱いに関する苦情、相談に対して適切に対応します。

10 個人情報に関するお問合せ先

住 所 横浜市栄区桂台中2丁目1番

担当者 横浜市多機能型拠点郷 施設長 諫山 徹太郎

連絡先 045-443-7666(電話)

045-443-6030(FAX)

以上

上記、「個人情報の取扱いに関する説明書」に同意いただけましたら、ご署名欄に自署又は記名押印をお願いします。

上記の内容に同意します。

令和 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

利用者の法定代理人、身元引受人

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

利 用 契 約 更 新 書

	日中一時支援（ 受給者証支給決定期間 ）									
1	年	月	日	～	年	月	日	印		
2	年	月	日	～	年	月	日	印		
3	年	月	日	～	年	月	日	印		
4	年	月	日	～	年	月	日	印		
5	年	月	日	～	年	月	日	印		
6	年	月	日	～	年	月	日	印		
7	年	月	日	～	年	月	日	印		
8	年	月	日	～	年	月	日	印		
9	年	月	日	～	年	月	日	印		
10	年	月	日	～	年	月	日	印		

利用者

住所

氏名

法定代理人

住所

氏名

身元引受人

住所

氏名

事業者

所在地 横浜市栄区桂台中2番1号

名称 社会福祉法人 訪問の家 横浜市多機能型拠点

代表者 理事長 名里 晴美 印

